

「千葉県オーラルヒストリー動画制作業務委託」企画提案募集要項

1 業務委託の概要

(1) 委託業務名	千葉県オーラルヒストリー動画制作業務
(2) 業務内容	千葉県オーラルヒストリー動画制作業務委託提案仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり
(3) 委託期間	契約締結日から令和9年3月31日まで
(4) 委託料の上限	5,548千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 選定方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1事業者を決定し、業務を委託する。

3 応募資格

県内又は近隣都県に本社又は事務所を有する団体であって、次の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査委員会による審査の日において、千葉県物品等入札参加資格を有する者であること。
- (3) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としたものではないこと。

4 応募に関する事項

(1) 説明会

ア 日 時 令和8年2月4日（水）午前9時30分から
イ 実施方法 オンライン（Zoom）
ウ 内 容 本募集要項及び仕様書の説明及び質疑応答
エ 申込方法

出席希望者は、令和8年2月3日（火）午後5時までに、①団体名、②参加者氏名、③連絡先を、電子メールにて送付すること。（1団体2名以内）

申込先：千葉県教育庁教育振興部生涯学習課新県立図書館建設準備室
電子メール：kysho5@mz.pref.chiba.lg.jp
件名：「【説明会参加申込】千葉県オーラルヒストリー」
才備考：説明会に出席しない場合でも応募できるものとする。

(2) 質問事項の受付

質問事項がある場合は、令和8年2月10日（火）午後3時までに別紙 質問票を電子メールで送付することとし、送付後に、電話にて到着確認を行うこと。

なお、質問事項及び回答については、軽微な事項を除き、原則、令和8年2月18日（水）から千葉県ホームページで公表するものとする。なお、提案の状況、審査委員名簿に関する質問は受け付けない。

ア 送付先 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課新県立図書館建設準備室

メールアドレス : kysho5@mz.pref.chiba.lg.jp

電話 : 043 (223) 4070

イ 件名は「【質問】千葉県オーラルヒストリー」とし、企業（団体）名、担当者名、連絡先を必ず記載すること。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

（ア）電子受付

ちば電子申請システム https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay

（イ）郵送

（ウ）持参（FAX、電子メールでの応募は不可）

※持参の場合、午前9時から午後5時まで（土日祝日除く）

ウ 提出書類（全てA4判で提出すること）

（ア）企画提案書（様式第1号）

（イ）企画提案概要説明書（様式第2号）

①仕様書を参照の上、具体的な内容を記載すること。

なお、千葉県の発展に関わる「社会の変遷に関わる記録」「歴史的に価値のある出来事」など過去の出来事や人々の事績を知ることのできる内容のテーマ3本以上の提案及び仮テーマ「成田の発展」に係る絵コンテを含めること。

②企画提案に係る絵コンテ（任意様式）

上記仮テーマについて、オーラルヒストリーを制作すると仮定して企画提案全体のイメージ及び構成を説明するものであること。

③上記①を実施するうえでの業務処理体制、作業工程、作業の進め方を記載すること。

（ウ）本業務に関連する業務実績（様式第3号）

業務実績は、官公庁からの受注業務に限定されないこととし、報道番組制作やドキュメンタリー動画制作について概ね3年以内のもので3件以内とすること。

（エ）業務スケジュール（様式第4号）

（オ）経費見積書（様式第5号）

・本業務に必要な全ての費用を算定・計上すること。

・課税業者、非課税業者を問わず、税込金額を記載すること。

- (カ) 会社（団体）概要（様式第6号）
- (キ) 再委託予定調書（様式第7号）
 - ※該当のある場合のみ提出すること
- (ク) 企画提案書の非開示願（様式第8号）
 - ※該当のある場合のみ提出すること
- (ケ) その他
 - ・サンプル映像（任意提出）
 - 提案内容を補足する資料として、過去に作成した作品やサンプルがあれば、プレゼンテーションにおいて使用することができる。

エ 提出部数 提出書類は、(ア)～(ク)の順に並べ、左綴じの上、正本1部及び副本1部（副本提出は郵送又は持参の場合に限る。コピー可）を提出すること。

オ 提出先 〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1 中庁舎8階
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課新県立図書館建設準備室
電話：043（223）4070

（4）提案にあたっての留意事項

- ア 提案内容は、採用された場合に受託者が責任をもって実現できるものとすること。
- イ 企画提案は最優秀提案者を決定するためのものであり、企画提案書等に記載のとおり実施することを約するものではない。

5 審査・選定方法

- (1) 委託者が設置する審査委員会において、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答（以下「プレゼンテーション等」という。）による審査を行い、最優秀提案者を受託候補者として決定する。

審査委員会は、令和8年3月11日（水）に実施する予定である。実施場所、日時については企画提案者に別途通知する。なお、応募多数の場合、事前に事務局による書類選考を行う場合がある。

（2）審査基準

項目	審査基準	配点
企画提案内容	業務の趣旨、目的及び仕様書の記載事項を理解しているか。	20
	オーラルヒストリー動画として、本県の発展史を形成するテーマを提案しているか。	10
	動画の内容が十分に伝わるよう、適切な表現、構成がなされているか。（仮テーマの絵コンテ）	30
経費妥当性	所要経費、算定根拠が示されており、合理的な内容であるか。	10
組織の管理体制	経験や実績に基づいた適切な体制・人員配置がされており、迅速かつ柔軟な対応のできる体制となっているか。 委託者との連絡・調整が速やかに行える体制となっているか。	10

業務遂行能力	作業工程は明確で実現可能なスケジュールとなっているか。	10
類似業務の実績	報道番組の制作やドキュメンタリー動画制作等の業務実績は、業務を遂行するうえで十分なものか。	10
合計		100

(3) 審査結果

審査結果は、応募者全員に電子メールで通知する。

6 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格の無い者が提案したとき。
- (2) 所定の期限内に提出書類を提出しないとき。
- (3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (7) 委託料の上限額を超える金額で見積書を提出したとき。
- (8) 見積書の金額又は重要な文書の誤脱、若しくは認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (9) 選考審査委員会を欠席したとき。
- (10) 上に掲げるもののほか、提出書類の重大な記載不備等により、委託者が無効であると判断したとき。

7 委託契約

(1) 契約手続

ア 本業務の仕様は、受託候補者からの提出書類等を基に確定する。ただし、本業務の目的達成のために必要と認められるときは、委託者と受託候補者との協議により、提案内容を一部変更する場合がある。

イ 委託者は、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）に定める契約手続により、確定した仕様に基づいた見積書を受託候補者から徴し、県が定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

(2) 主な留意事項

ア 委託者が業務を継続することが適当でないと認めるときは契約を解除する場合がある。

イ 採用された提案書の内容については、必要に応じて内容の一部を変更及び修正する場合がある。

ウ 業務委託仕様書は、提案された企画内容をもとに委託者が作成する。

エ 契約に当たっては、地方自治法施行令第167条の16及び千葉県財務規則（昭和39年規則第13号の2）第99条の規定により、受託者は契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。なお、契約保証金は免除する場合がある。

才 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部の再委託については、高い効果が見込めると委託者が判断した場合は認めるものとし、事前に委託者に書面で協議し、承諾を得るものとする。

カ 委託料の支払いは精算払とする。

キ 委託料には、事業終了後の完了報告書の作成及び成果品の納品を含む。

ク 本業務の委託料によって備品等の財産を取得することは認めない。

ケ 受託者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏洩することは認めない。

コ 受託者は、委託業務の実施のために業務委託料から支出したことについて、帳簿及び証拠書類を、委託業務終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。さらに、委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して当該帳簿及び証拠書類の提出を求めることができる。

8 プロポーザルに係る日程（あくまで予定であり、変更となる場合がある）

内 容	日 程
公募開始	令和8年1月30日（金）
質問の提出期限	令和8年2月10日（火）
質問への回答	令和8年2月18日（水）
企画提案書等の提出期限	令和8年2月20日（金）
選考審査委員会	令和8年3月11日（水）
受託候補者の決定通知	令和8年3月下旬 以降、契約締結

9 注意事項

- (1) 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。
- (2) 本業務は、令和8年2月定例県議会において、予算の成立を前提に公募するものであり、予算が成立しない場合には効力を発しない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された書類等は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合がある。なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第8条第1項第3号イの規定により非開示となることから、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を企画提案書の非開示願い（様式第8号）により提出すること。なお、開示・非開示の判断は提出書類に基づき行うものではなく、提出書類を参考に、同条例に基づき千葉県が客観的に判断する。
- (5) 提出された書類等は必要に応じて複写する。
- (6) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 前述の5により選考した受託候補者が次のいずれかに該当することとなった場合は、委託契約の協議を中止し、次点者と協議を行うものとする。
 - ア 選考結果を通知した日から契約締結日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けたとき。

イ 選考結果を通知した日から契約締結日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき。

- (8) 本契約により得た成果は、著作権を含めて委託者である千葉県教育委員会に帰属する。
- (9) 企画提案書等提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出するものとする。
- (10) 本件に係る契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、令和8年4月1日以降に確定させる。